

# 一般社団法人 日本超音波検査学会 定款

2010年7月6日 制定  
2014年6月14日 改正

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本超音波検査学会（英文表記 Japanese Society of Sonographers：略称 JSS）以下、「本学会」と称する。

(事務所)

第2条 本学会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本学会は、超音波検査学に関する学理および応用の研究についての発表、知識の交換、情報の提供等を行い、超音波医学およびその関連学問領域の進歩普及、学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、学術講演会、地方会等の開催
- (2) 機関誌およびその他刊行物の発行
- (3) 調査・研究および教育・啓蒙
- (4) 関連学術団体との交流と協力
- (5) その他本学会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本学会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 名誉会員
- (4) 学生会員

2 会員種別の取り扱いは、別に定める「会員種別の取り扱い、入退会、会費等に関する規程」によるものとする。

3 本学会は、全国を下記8地区に区分し、地区ごと正会員100人の中から1人の割合（端数切り捨て）により選出された代議員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する

法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

- (1) 北海道
- (2) 東北
- (3) 関東甲信越
- (4) 中部
- (5) 関西
- (6) 中国
- (7) 四国
- (8) 九州

4 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

5 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

6 第4項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代議員を選出することはできない。

7 第4項の代議員選挙は、2年に1度実施し、選挙終了後から翌年度定時総会開始までは内定者とする。代議員の任期は、翌年度定時総会から2年後に開催される定時総会終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任および解任（法人法第63条および第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

8 代議員が欠けた場合または代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選出することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

9 補欠の代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨および当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

10 第8項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第7項の代議員選挙終了の時までとする。

11 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項および52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（会員の資格の取得）

第6条 本学会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 本学会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、財務規程に定めた入会金および年会費を支払う義務を負う。

（休会、任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める届を提出することにより、休会、任意退会することができる。

- 2 休会は、休会規程に基づく書簡を提出し理事長の承認をもって可とする。
- 3 任意退会は、別に定める退会届を提出することにより退会とする。

（除名）

第9条 会員が本学会の名誉を傷つける行為、定款・諸規程に反する行為、本学会の秩序を乱す行為があったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

（会員資格の喪失）

第10条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 任意退会、若しくは第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
  - (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
  - (3) 本学会が解散したとき。
- 2 会員資格を喪失したときは、既納の入会金、会費および拠出金品は返還しない。

## 第4章 総会

（構成）

第11条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度1回6月末日までに開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長または理事長が選任した代議員とする。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

#### (5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

#### (役員の設置)

第19条 本学会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上25名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とする。

3 前項の理事長および副理事長をもって法人法上の代表理事とする。

#### (役員の選任)

第20条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長および副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務および権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本学会を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、業務を執行する。また、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事長および副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務および権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本学会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 理事および監事は、無報酬とする。

(責任の免除)

第26条 本学会は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 本学会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本学会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長および副理事長の選定および解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事長、副理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 顧問

(顧問)

第32条 本学会に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮詢された事項について参考意見を述べること。
- (3) 顧問の選任および解任は、理事会において決議する。
- (4) 顧問の報酬は、無償とする。

## 第8章 資産および会計

(事業年度)

第33条 本学会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第34条 本学会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告および決算)

第35条 本学会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会

に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

## 第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 本学会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第38条 本学会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産)

第39条 本学会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 本学会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 附 則

(最初の事業年度)

第41条 最初の事業年度は、成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第42条 設立時の理事および監事は、次のとおりである。

設立時理事 戸出 浩之

設立時理事 南里 和秀

設立時理事 種村 正

設立時監事 加賀谷 茂

(設立時社員の氏名または名称および住所)

第43条 第5条の定めにかかわらず、設立時の社員は、次のとおりとする。

(住所略)

戸出 浩之

(住所略)

南里 和秀

(住所略)

種村 正

(法令の準拠)

第44条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に伴う。

以上、一般社団法人日本超音波検査学会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士谷口咲は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

2010年7月6日

(住所略)

設立時社員 戸 出 浩 之

(住所略)

設立時社員 南 里 和 秀

(住所略)

設立時社員 種 村 正

上記設立時社員3名の定款作成代理人

東京都中央区京橋1丁目14番6号

司法書士 谷口 咲